



三重県公報

平成30年11月6日（火）

第 3055 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
82	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	2
告 示			
700	有害な興行の指定	(少子化対策課)	8
701	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	8
702	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
選 管 告 示			
66	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨及び取り消した旨	(選挙管理委員会)	9
67	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	9
68	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(同)	9
69	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	10
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	10
	地域森林計画をたてる旨及びその案の縦覧	(森林・林業経営課)	11
	地域森林計画を変更する旨及びその案の縦覧	(同)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	12
	都市計画の変更案の縦覧	(都市政策課)	12
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(保健環境研究所)	13
	落札者を決定した旨	(下水道課)	16

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十一月六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十二号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和二十九年三重県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（指定障害児通所支援事業者等の指定の変更の申請）

第七条の二 法第二十一条の五の二十第二項の規定による指定障害児通所支援事業者又は法第二十四条の十二第二項の規定による指定障害児入所施設の指定の変更の申請は、第八号様式の二によるものとする。

第八号様式を次のように改める。

第 8 号様式 (第 7 条関係)

受付番号	
------	--

障害児通所支援指定(更新)申請書
障害児入所施設

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者 印

児童福祉法に規定する障害児(通所支援・入所施設)に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者(設置者)	フリガナ								
	名称								
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 ー)		県 郡・市				
	法人である場合その種別		法人所轄庁						
	連絡先	電話番号	FAX番号						
	代表者の職・氏名		職名	フリガナ		氏 名			
代表者の住所		(郵便番号 ー)		県 郡・市					
指定(更新)を受けようとする事業等の種類	フリガナ								
	名称								
	施設又は事業所の所在地		(郵便番号 ー)		県 郡・市				
	事業等の種別		指定(更新)申請をする事業等の支援開始年月			様 式			
	同一所在地において行う事業等の種類		事業所番号						
備考									
申請書の作成担当者									
氏名・電話番号・FAX番号									

備考

- 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が行政庁の認可を受けた法人である場合に、その行政庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 「指定(更新)申請をする事業等の支援開始年月日」欄には、更新申請の場合、更新年月日を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、三重県において既に事業所としての指定を受け、番号が付されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

(規格A4)

第八号様式の次に次の二様式を加える。

第 8 号様式の 2 (第 7 条の 2 関係)

障害児通所支援 変更指定申請書
障害児入所施設

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者 印

児童福祉法に規定する障害児（通所支援・入所施設）に係る変更指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 ー) 県 郡・市			
	法人である場合その種別		法人所轄庁			
	連絡先	電話番号	FAX番号			
	代表者の職・氏名		職名	フリガナ		氏名
変更指定を受けようとする事業等の種類	代表者の住所		(郵便番号 ー) 県 郡・市			
	フリガナ					
	施設又は事業所の所在地		(郵便番号 ー) 県 郡・市			
	変更指定を受けようとする事業等の種別	変更年月日	変更前定員	変更後定員	事業所番号	様式
	同一所在地において行う事業等の種類			事業所番号		
備考						
申請書の作成担当者 氏名・電話番号・FAX番号						

備考

- 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が行政庁の認可を受けた法人である場合に、その行政庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、三重県において既に事業所としての指定を受け、番号が付されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

(規格A4)

第九号様式を次のように改める。

第 9 号様式 (第 8 条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
 事 業 者 (所在地)
 (施設の設置者) 氏 名 印
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所番号	
指定内容を変更した事業所(施設)		名 称	
		所 在 地	
		支 援 の 種 類	
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所(施設)の名称	(変更前)	
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)及び連絡先		
3	申請者(設置者)の名称及び連絡先		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名及び住所		
6	登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		
8	事業所(施設)の平面図及び設備の概要	(変更後)	
9	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所		
10	事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所		
11	主たる対象者		
12	運営規程		
13	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容		
14	その他		
変 更 年 月 日		年 月 日	
届出書の作成担当者 氏名・電話番号・FAX番号			

備考

- 1 該当する番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

(規格A4)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の児童福祉法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出された申請書等は、改正後の児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 700 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
57	映画	凌辱の人妻 ねらわれた股間	新東宝映画	平成 30 年 11 月 6 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
58	映画	冷たい女 闇に響くよがり声	オーピー映画		

三重県告示第 701 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七色峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市神川町字折砥 1123 番 1 地先 から 熊野市神川町字折砥 1124 番地先 まで	旧	4.60～8.70	41.00
	新	5.00～15.00	41.00

三重県告示第 702 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 七色峡線	熊野市神川町字折砥 1123 番 1 地先 から 熊野市神川町字折砥 1124 番地先 まで	平成 30 年 11 月 6 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 66 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定をした旨及び指定の取消しをした旨、明和町選挙管理委員会から報告がありました。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 指定

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
明和町選挙管理委員会	いつきのみや地域交流センター	多気郡明和町大字斎宮 2811 番地	平成 30 年 9 月 26 日

2 指定の取消し

選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
明和町選挙管理委員会	南野教育集会所	多気郡明和町大字佐田 1108 番地の 1	平成 30 年 9 月 26 日
明和町選挙管理委員会	行部教育集会所	多気郡明和町大字行部 376 番地の 2	平成 30 年 9 月 26 日
明和町選挙管理委員会	勝見第二教育集会所	多気郡明和町大字斎宮 938 番地の 9	平成 30 年 9 月 26 日
明和町選挙管理委員会	有爾中教育集会所	多気郡明和町大字有爾中 462 番地の 1	平成 30 年 9 月 26 日
明和町選挙管理委員会	妻ヶ広教育集会所	多気郡明和町大字明星 1199 番地の 24	平成 30 年 9 月 26 日

三重県選挙管理委員会告示第 67 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正します。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

表中

「多気郡明和町	南野教育集会所	多気郡明和町大字佐田 1108 番地の 1	
多気郡明和町	行部教育集会所	多気郡明和町大字行部 376 番地の 2	
多気郡明和町	勝見第二教育集会所	多気郡明和町大字斎宮 938 番地の 9	を削り、
多気郡明和町	有爾中教育集会所	多気郡明和町大字有爾中 462 番地の 1	」
「多気郡明和町	妻ヶ広教育集会所	多気郡明和町大字明星 1199 番地の 24	」を
「多気郡明和町	いつきのみや地域交流センター	多気郡明和町大字斎宮 2811 番地	」に改める。

三重県選挙管理委員会告示第 68 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき

公表します。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
明日の名張を考 える会	片 本 進	片 本 進	名張市栄町 2742-8	平成 30 年 8 月 10 日	
川野しんや後援会	川 野 幹 男	川 野 奈穂子	伊賀市緑ヶ丘南町 4020- 10	平成 30 年 10 月 9 日	
清 水 明 後 援 会	清 水 明	橋 口 義 人	津市柳山津興 385-10	平成 30 年 9 月 20 日	
しらい清史後援会	鈴 木 司	下 井 清 史	多気郡明和町大字大淀 2940	平成 30 年 9 月 27 日	
水谷まゆき後援会	水 谷 真 幸	水 谷 真 幸	桑名市高塚町 5-41	平成 30 年 8 月 10 日	
山下のりこと伊賀 市をつくる会	山 下 典 子	中 西 加代子	伊賀市中柘植 146	平成 30 年 9 月 12 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
幸福実現党鈴鹿後 援会	高 畑 成 道	会計責 任者	細 見 俊 介	中 崎 博 文	平成 30 年 9 月 15 日	
幸福実現党四日市 後援会	山 中 浩 史	会計責 任者	細 見 俊 介	中 崎 博 文	平成 30 年 9 月 15 日	

三重県選挙管理委員会告示第 69 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
民進党三重県参議院選挙区第 1 総支部	芝 博 一	平成 30 年 7 月 31 日	政党
山下のりこと伊賀市をつくる会	山 下 典 子	平成 30 年 9 月 12 日	

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 11 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

宮川右岸御菌土地改良区（伊勢市御菌町長屋 1221）

退任理事

伊勢市御菌町高向 2419

〃 〃 〃 2473

〃 〃 〃 2655

〃 〃 長屋 1353

辻 村 次 夫

辻 村 久 和

森 一 也

中 東 泰 秋

伊勢市御菌町長屋 1382	前 村 孝 幸
” ” ” 968	西 村 貞 夫
” ” 王中島 567	世古口 齋
” ” ” 318-2	廣 辻 信 三
” ” 新開 435	河 瀬 晃
” ” 上條 163	奥 田 孝
” ” ” 179-1	中 村 和 夫
” ” 小林 372	高 橋 正 俊
” ” ” 318	藤 田 長 一
退任監事	
伊勢市御菌町長屋 1131-2	中 西 好一郎
” ” 王中島 572	世古口 幸 雄
就任理事	
伊勢市御菌町高向 2419	辻 村 次 夫
” ” 長屋 1131-2	中 西 好一郎
” ” 王中島 572	世古口 幸 雄
” ” 高向 2473	辻 村 久 和
” ” ” 2655	森 一 也
” ” 長屋 1382	前 村 孝 幸
” ” ” 968	西 村 貞 夫
” ” 上條 179-1	中 村 和 夫
” ” 小林 372	高 橋 正 俊
” ” ” 318	藤 田 長 一
” ” 王中島 563	世古口 文 和
” ” ” 588	山 口 清
” ” 新開 368	西 田 均
就任監事	
伊勢市御菌町上條 163	奥 田 孝
” ” 長屋 263	中 居 涉
” ” 高向 3412	曾 野 千 広

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により地域森林計画をたてるため、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 森林計画区の名称
南伊勢森林計画区（松阪農林事務所管内一円及び伊勢農林水産事務所管内一円）
- 2 縦覧場所
津市広明町 13 農林水産部森林・林業経営課
松阪市高町 138 松阪農林事務所森林・林業室
伊勢市勢田町 628-2 伊勢農林水産事務所森林・林業室
- 3 縦覧期間
平成 30 年 11 月 6 日から同年 12 月 5 日まで

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により地域森林計画を変更するため、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第1

- 1 森林計画区の名称
北伊勢森林計画区（四日市農林事務所管内一円及び津農林水産事務所管内一円）
- 2 縦覧場所
津市広明町 13 農林水産部森林・林業経営課
四日市市新正 4-21-5 四日市農林事務所森林・林業室
津市桜橋 3-446-34 津農林水産事務所森林・林業室
- 3 縦覧期間
平成 30 年 11 月 6 日から同年 12 月 5 日まで

第2

- 1 森林計画区の名称
伊賀森林計画区（伊賀農林事務所管内一円）
- 2 縦覧場所
津市広明町 13 農林水産部森林・林業経営課
伊賀市四十九町 2802 伊賀農林事務所森林・林業室
- 3 縦覧期間
平成 30 年 11 月 6 日から同年 12 月 5 日まで

第3

- 1 森林計画区の名称
尾鷲熊野森林計画区（尾鷲農林水産事務所管内一円及び熊野農林事務所管内一円）
- 2 縦覧場所
津市広明町 13 農林水産部森林・林業経営課
尾鷲市西坂場西町 1-1 尾鷲農林水産事務所森林・林業室
熊野市井戸町 371 熊野農林事務所森林・林業室
- 3 縦覧期間
平成 30 年 11 月 6 日から同年 12 月 5 日まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影・数値図化）
- 2 作業期間
平成 30 年 9 月 26 日から平成 31 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域
津市一色町、同市北河路町、同市南河路、同市野田、同市緑が丘、同市神戸、同市久居明神町、同市半田、同市久居藤ヶ丘町、同市久居相川町、同市垂水、同市久居桜が丘町、同市久居小野辺町、同市久居野村町、同市高茶屋小森上野町及び同市高茶屋小森町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、三重県に意見書を提出することができます。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称

- 名張都市計画道路
3・4・1号国道165号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
 - 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県土整備部都市政策課及び名張市都市整備部都市計画室
 - 4 縦覧期間
平成30年11月6日から同月20日まで

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成30年11月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定使用量）1,690,000kWh
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 使用期間
平成31年4月1日（月）0時から平成32年3月31日（火）24時まで
 - (4) 需要場所
三重県四日市市桜町3684-11 三重県保健環境研究所庁舎
 - (5) 業種及び用途
官公署（研究所）
 - (6) 供給計画等
調達説明書（仕様書）に示すとおりです。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 平成30年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
 - オ 小売電気事業者にあつては、供給実績があること（一般送配電事業の許可を受けている者を除く。）。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本件入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の競争入札参加資格確認申請をした後は、書面による入札への途中変更はできません。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、平成30年12月3日（月）10時までに電子入札システムにより(1)の競争入札参加資格確認申請を行い、入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

また、書面により入札に参加する場合にあっては(1)の競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を5(1)の場所に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。

なお、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を平成30年12月20日（木）17時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について説明をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
(4) 一般送配電事業者及び小売電気事業者が平成30年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに平成30年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 小売電気事業者にあつては供給実績があることを証明する書類（一般送配電事業の許可を受けている者を除く。）。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町3684-11
三重県保健環境研究所企画調整課 担当 小池
電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004 電子メール hokan@pref.mie.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成30年12月18日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成30年12月14日（金）17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成30年12月18日（火）10時まで

イ 書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で局留郵便として提出してください。

提出締切日時 平成30年12月18日（火）10時

なお、四日市西郵便局へは平成30年12月10日（月）から同月18日（火）10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒512-8799 三重県四日市市智積町 6227

宛 先 四日市西郵便局留め

受取人 三重県保健環境研究所企画調整課

案件名 三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成30年12月18日（火）11時00分

場所 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載にあたっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格及び落札資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本件入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本件入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本件入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 1,690,000kWh) to be used in the building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Monday, April 1, 2019 to 12:00 P.M. on Tuesday, March 31, 2020.

(3) Supply place:

The building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

(4) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Tuesday, December 18, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, December 10, 2018 and 10:00 A.M. on Tuesday, December 18, 2018.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Tuesday, December 18, 2018.

(6) Managing Authority :

Planning and Coordination Division, Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture
3684-11 Sakura-cho, Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan
TEL:059-329-3800

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 11 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1	特定役務の名称	平成 30 年度 国補北勢南部低率 第 1302-2 分 0005 号 北勢沿岸流域下水道（南部処理区） 南部浄化センター第 2 期事業スクリーンポンプ棟（土木）建設工事
2	担当部局	四日市市新正 4 丁目 21 番 5 号 三重県北勢流域下水道事務所 総務・用地室 総務・用地課
3	落札者決定日	平成 30 年 10 月 10 日
4	落札者	三重県津市羽所町 700 番地 アスト津 12 階 大林・穂積・丸谷特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組三重営業所 所長 浜口 俊明
5	落札金額	入札価格 2,109,660,000 円 落札金額 2,278,432,800 円
6	決定手続	一般競争入札（施工体制確認型総合評価方式）
7	入札公告日	平成 30 年 8 月 3 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
